

パネル発表「東京都での動物飼育支援体制 獣医師会と市区町村」

社団法人 東京都獣医師会

1 都内全域（本部による支援）

- (1)動物飼育モデル校事業（動物飼育作文コンクール）教育委員会指導部後援
- (2)学校飼育動物への家畜伝染病等衛生調査（12区市24校 検査の上，年度末に結果報告と助言など支援）産業労働局食品安全室委託事業
- (3)死亡動物の死因検案と埋葬支援事業 東京都動物霊園連絡協議会の協力・平成19年度，489件534頭検案の上埋葬
- (4)教員研修等への協力 都と自治体での研修に講師派遣
- (5)相談受付と対応（学校訪問を含む）

2 都内27開業支部による支援

- ・行政と連携事業として・又は協力体制
- ・獣医師会支部独自の支援
- ・行政による支援事業33/62自治体・他，ほぼ全域の獣医師会は支援体制にある。
- ・望ましい支援内容
 - ①相談窓口
 - ②飼育動物への診療
 - ③学校・教員への助言と支援（時には

授業支援や教員研修講師も含む)

- ④死亡動物への死体検案と埋葬協力（本部事業の一環として）

<東京都獣医師会学校飼育動物事業要綱から>

（目的）

本事業は，獣医師としての専門的な立場から子どもたちへの情操教育や科学教育，および動物愛護精神の育成を支援し，人獣共通感染症に対する予防および啓発活動を行うことにより，子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。また，そのために，すべての学校に学校獣医師として獣医師が配置されるように配置されるように図るものである。

（組織および連携）

- 1.本会は本事業の推進を図るために学校飼育動物委員会を設置する。
- 2.本会の開業支部に学校飼育動物担当者をおく。
- 3.本会および支部は右に示す協力関係を構築し事業の推進に努める。

